

消費生活講座 開催日程

消費生活センターでは「くらしに役立つ」を題材とした消費生活講座を実施しております。専門講師の講座を無料で受けることができるので毎年ご好評をいただいております。今年度も、以下の講座をご用意いたしましたので、ぜひご参加ください。

- ① 大掃除前に知っておきたい整理収納術**
 日時 平成30年12月13日(木) 午後2時～4時
 会場 ル・シーニュ6階 第3会議室
- ② 知っておきたいクリーニングの基礎知識**
 日時 平成31年2月19日(火) 午後2時～4時
 場所 ル・シーニュ6階 第3会議室
- ③ シニアのためのスマホ・ケータイ安全教室**
 日時 平成31年3月26日(火) 午後2時～4時
 場所 ル・シーニュ6階 第3会議室



※各講座「広報ふちゅう」にて申込期間・方法を掲載いたします。受講をご希望の方は、広報掲載以降にお申込み下さい。なお、定員がございますのでご了承下さい。

「くらしの相談」配布中!

最新の相談事例をまとめた「くらしの相談vol.29」を配布しています。

配布場所

消費生活センター、府中市役所1階市民相談室、4階経済観光課、各文化センター、市政情報センターなど



消費生活センター 休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始が
お休みとなっています。

☆2月25日(月)

2018年12月							2019年1月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31				

2019年2月							2019年3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7
7	8	9	10	11	12	13	8	9	10	11	12	13	14
14	15	16	17	18	19	20	15	16	17	18	19	20	21
21	22	23	24	25	26	27	22	23	24	25	26	27	28
28	29	30	31				29	30	31				

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。平成30年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先

府中市生活環境部経済観光課
消費生活センター
TEL 042-360-3316
FAX 042-351-4605
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

府中市 消費生活だより

No.35 平成30年12月発行

編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課
消費生活センター
〒183-8703 府中市宮町1-100
ℓ042(360)3316

若年層の消費者相談特集

近年、若年層の消費者被害が目立っています。府中市消費生活センターでは、平成30年上半年(4月～9月)1083件のご相談を受け、その内30歳以下からのご相談は、99件ありました。全体の1割には満たないものの、若年層特有の事例が多く、被害金額が大きく、解決が困難な傾向にあります。

2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げになる中で、今後、若年層に対する消費者問題は更に増加すると思われます。若年層が、健全な消費生活を送れるように、家族や地域全員で見守るとともに、自身も、自らの身を守るよう知識を養いましょう。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 月～金曜日(祝日・休館日除く)
午前10時～正午/午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

相談方法 電話、または来所



◎主な相談事例

事例① 「セミナーに参加して大金持ちに？」

大学の友人に、無料ビジネスセミナーの見学に誘われました。仲の良い友人であったため、断り切れず出向くと、1時間ほどの講義を受けました。翌日、講師から連絡があり、カフェで会う約束をしました。講師から「今後のセミナーに参加すれば必ずお金持ちになれる」と言われ、12回の自己啓発セミナー50万円の契約を勧められました。学生なので支払えないことを伝えると、「すぐに元が取れるようになる」と言い、「お金がないなら旅行にいくことにして融資を受ける方法がある」など言葉巧みに勧誘され、その場で契約してしまいました。後悔しています。

(20代 男性)



ひとこと助言

「必ず儲かる」、「必ず成功する」と言葉巧みに勧誘してきますが、安易に信じるのは危険です。事例では、販売目的を告げずに呼び出し、カフェで契約をしているので、特定商取引法で定める訪問販売に該当します。従って、契約書面を渡されてから8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。勧誘方法などによって対応が変わってきますので、まずは消費生活センターにご相談ください。

事例② 「美容クリニックでの美容医療はクーリング・オフできる？」

インターネット広告を見て、美容クリニックの無料カウンセリングを申し込みました。肌の状態を相談して説明を聞くだけのつもりでしたが、当日、カウンセラーから詳しい話を聞くうちに断りづらくなり、美肌治療と全身脱毛がセットになっている30万円のコースをクレジットで契約してしまいました。家に帰ってから後悔しています。クーリング・オフできますか。

(20代 女性)

ひとこと助言

2017年12月以降、期間が「1か月を超える継続的な美容医療サービス」で、かつ契約金額が「5万円を超える」場合は、特定商取引法に基づくクーリング・オフができるようになりました。ただし、全ての美容医療サービスが対象になるわけではありません。「脱毛」「皮膚にしわやたるみの軽減」「脂肪の減少」等に限定され、施術方法によっても対象にならないケースがあります。契約をする際は、納得いくまで説明を受けることはもちろん、契約書等の書面を受け取り、費用総額や支払い方法、クーリング・オフや中途解約の有無を確認しましょう。



事例③ 「オーディションに受かってタレントに!？」

スマートフォンで見つけた芸能事務所のオーディションを受け、その日に合格し、事務所でタレント契約の話が出ました。「すぐに映画やテレビに出られるようになる」などと言われ、入学金とレッスン料の総額60万円をクレジット契約してしまいました。その後、レッスンが始まると、想像していたものとは違い、テレビ出演の話も聞いても、ごまかされるだけです。事務所にやめる意思を伝えても、既にレッスンは始まっているので解約できないと言われました。今からでは解約できないのでしょうか。

(20代女性)

すぐに映画やTVに出られるようになる!



ひとこと助言

一度契約をしてしまった場合は、原則として契約書に従う必要があります。しかし、契約内容や勧誘方法によっては、クーリング・オフや契約の取り消しができる可能性がありますので、まずは消費生活センターへご相談ください。「センスがある」、「レッスンを受ければすぐにテレビに出られるようになる」などと、言葉巧みに若者を勘違いさせ、勧誘するケースが多く見受けられます。タレント事務所の契約は、レッスン内容や費用を確認し、慎重に判断しましょう。

事例④ 「レアアイテム欲しさに課金をしてしまった！」

高校生の息子が、スマートフォンのゲームアプリで「レアアイテム」欲しさに、私のクレジットカードを無断で使用し、20万円の課金をしてしまいました。息子から話を聞くと、「この前、洋服を買ってくれた時のクレジットカード情報がスマートフォンに残っていたため、利用してしまいました。期間限定のレアアイテムが欲しかったため、そのアイテムがもらえるまで課金したところ、こんな金額になってしまった。」とっていました。20万円という大金を支払わなければならないのでしょうか。

(40代女性・10代男性)

ひとこと助言

民法上、未成年者が取り交わした契約は、親権者の同意がない場合取り消すことが可能です。しかし、未成年者が、「成年である」、「親権者の同意を得ている」などと虚偽の発言をしている場合は、取り消すことはできません。最近のスマートフォンのゲームでは、「未成年者であるか」、「未成年である場合、親権者の同意を得ているか」などを確認するページがあるケースが多く、取り消しが認められないこともあります。ゲーム会社によって対応が違うので、まずはクレジット会社や事業者にお問い合わせしてみましょう。



少しでも不安がある場合はまずご相談を!